

準備書面（1）

2018年5月25日

仙台高等裁判所秋田支部 御中

控訴人兼被控訴人（一審原告）A外4名訴訟代理人

弁護士 吉岡和弘

同 弁護士 鈴木裕美

同 弁護士 国府泰道

同 弁護士 虻川高範

同 弁護士 清水勉

同 弁護士 江野栄

同 弁護士 近江直人

同 弁護士 西野大輔

第1 控訴理由書の主張の補充

1 はじめに

本準備書面では、控訴理由書の主張を補充するべく、警察実務における規則等が現場の警察官にとって遵守すべき義務であり、事件現場における被害者との関係では具体的な保護義務になること、ところが、本件では、一審原告Aの110番通報を受けた通信指令室の警察官らにおいても、津谷弁護士宅に臨場したS警部補及びK巡査部長においても、規則等が守られていなかったこと、S警部補及びK巡査部長の証言によっても同人らが津谷弁護士の手を掴んだ状態を数十秒間継続していたこと、現場における責任であるS警部補が本件無線指令を受けたとき以降、津谷弁護士が一審被告Sに刺突された後までほとんど無言を通していったことの問題性などについて述べる。

2 警察活動の特性

警察官の活動形態の特性は、組織的であることである。

一審原告らは、原審から、本件においては通信指令室及び機動捜査隊の警察官らの組織的活動が的確に機能しなかったことにより津谷弁護士の死という結果が生じたという主張をしてきた。これは、警察活動の組織性と内規の規範性を前提とする主張である。

警察法第2条第1項は「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする。」と規定している。「警察は」とは、「警察組織は」である。警察法が他の組織法に比べて、警察組織内の階級や相互関係について詳細に規定しているのは、警察が警察官の組織的な連携によって事件に対応することにより、高い確実性をもって被害者の保護を実現する組織だからである。

警察官は、警察機関の一員として上官の指揮監督を受けて組織的に活動することが予定されている（警察法第63条）。個々の警察官は、組織の一員として共

通のルールに従って上司の指揮命令に従って相互に連携して組織的に職務を行う関係にある。警察官の相互関係がこのようなものであることからして、組織内のルールは個々の警察官にとって職務規範であり、勝手に解釈を修正したりルールを無視したりすることは許されない。

3 警察実務における内規の規範性

(1) 関係法令，規則，規範，訓令等の規範性

警察活動に関する法令，規則，規範，訓令等は，すべて現場の警察官にとって遵守が義務づけられている規範である。

警察官の業務は，日常業務においても緊急時においても，警察組織の一員として相互に連携して活動することを想定している。親しい者同士が任意に協力し合う関係とは異なり，警察官同士は，見ず知らず初対面の関係であったとしても，連携して活動できなければならない。そうでなければ，緊急重大案件（本件もそうであった）において，多くの警察官が現場に臨場する場合，各自が無駄なく合理的な行動をとることはできない。ひとりの警察官のミスが被害者を危機に陥れたり，警察官に負傷者や死亡者を出したりすることになりかねないこともある。これを防ぐには，全警察官が如何なる事態においても的確に行動できるよう，統一規範が徹底している必要がある。

刑事訴訟法，刑事訴訟規則，警察官職務執行法などの法令に止まらず，犯罪捜査規範，犯罪捜査共助規則，検視規則，死体取扱規則，指掌紋取扱規則，被疑者写真の管理及び運用に関する規則，現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関する規則，警察官等けん銃使用及び取扱い規範，警察官等警棒等使用及び取扱い規範，逮捕術教範，警察通信指令に関する規則，警察手帳規則などのほか，これらを日々の警察活動の実情に即応させるべく発せられる通達や，各都道府県警察の訓令などが，全警察官に周知徹底され，全警察官がこれらを遵守して活動することが予定されているのである。秋田県警の警察官についても，例外ではない。

(2) 被害者との関係における義務性

警察官にとって法令、規則、規範、訓令等が義務であるとしても、それが直ちに個々の一般市民との関係で義務となるわけではない。しかし、警察官は、その業務の性質上、いつでも犯罪現場に臨場し被害者を保護すべきことになる職業であるから、個々の具体的事案のそのときどきの実情に応じて、現場に臨場した警察官が被害者との関係で保護義務を負うことになり、法令等に規定された義務が保護義務の具体的内容となることがあるというべきである。

4 本件の場合における義務内容

(1) はじめに

本件においては、S警部補の機捜6の班長としての指揮命令義務違反及び保護義務違反と、K巡查部長の保護義務違反が、重大な結果をもたらした最大の要因であり、さらに個別具体的にみると、S警部補及びK巡查部長は、耐刃防護衣装着義務、警棒携帯義務、警察官であることの告知義務、避難措置義務、犯罪制止義務、武器使用義務・警棒使用義務を負っていたにもかかわらず、悉くこれらの義務に違反したものであり、これらが津谷弁護士が一審被告Sに殺害される結果をもたらしたものである。

以下では、S警部補及びK巡查部長が負っていた義務とその違反について論じる。

(2) 耐刃防護衣装着義務

「耐刃防護衣及び防弾衣の着装基準について（例規）」（平成19年4月18日秋本務代395号）（以下「旧着装基準」という。）（甲100）では、「職務執行における殉職・受傷事故の絶無を期する」ために、「機動警ら勤務員が、警ら、警察活動に従事するとき」に耐刃防護衣の着装を義務づけており（第2条（1）イ）、暴行、傷害等の粗暴事案（エ（イ））や、相手が凶器を使用し、又は使用するおそれがある事案（エ（エ））の事案により現場臨場するときにも、耐刃防護衣の着装を義務づけている。

本件当時、S警部補及びK巡查部長は、機動捜査隊員として警ら活動に従事していたものであるから、耐刃防護衣を着装する義務があった。また、本件無線指令の内容は、暴行、傷害等の粗暴事案であり、また、相手が凶器を使用し、又は使用するおそれがある事案であったのであるから、この点からも、耐刃防護衣を着装する義務があった。

なお、本件後に県警本部で作成した耐刃防護衣及び防弾衣の着装基準について（例規）（平成23年1月5日秋本務代395号）（以下「新着装基準」という。）（甲101）では、「私服を着用して初動捜査対応等危険性を有する勤務に従事する場合については、具体的な着装基準が示されていなかった。」としているが、機動捜査隊員の業務は現在進行中の事件現場に臨場して事件対応することを主な内容としており、常に危険と隣り合わせの業務であることから、旧着装基準でも警ら時の着装が義務づけられていた。新着装基準によって初めて義務づけられたものではない。

逮捕術教範（甲193）の逮捕術を身につけた警察官が耐刃防護衣を着装して警棒を所持していることによって、刃物などの凶器を持った犯人に対峙したとき、逮捕術を身につけておらず警棒も持たず耐刃防護衣を着装していない一般市民に比べて、自らの安全を確保しながら被害者を保護することが実行しやすくなる。

津谷弁護士及び一審原告Aが生命の危険にさらされている現場に臨場して、同人らが無事保護する義務を負っていたS警部補及びK巡查部長が耐刃防護衣を着装しなかったことは、耐刃防護衣着装義務違反である。

（3）警棒の携帯義務

平成23年1月27日付「警棒等の適正な使用及び取扱いの徹底について（通達）」（以下「警棒通達」という。）（甲98）で引用している「警察官等警棒等使用及び取扱い規範」（平成13年国家公安委員会規則第14号）（以下「警棒規範」という。）（甲95）では、私服勤務時における警棒の携帯について、

「警棒を使用する可能性がある職務に従事するときは、警棒を携帯するものとする。」（８条２項）と規定している。

「警棒を使用する可能性がある職務に従事するとき」というのは、当該「職務」の業務内容からして、あるいは個別事案における現場の客観的状況を指すのであり、警察官が裁量判断することではない。機動捜査隊の職務は、常に、犯罪が発生している現場に臨場することを予定した業務であるから、「警棒を使用する可能性がある職務」に該当する。

そのような機動捜査隊員が警ら活動をしているときには、常に警棒を携帯することが「するものとする」、すなわち、義務づけられているのである。機動捜査隊の班長の裁量の余地はない。

本件は、１１月４日午前４時頃、弁護士の自宅に侵入した男がその家に住む弁護士（津谷弁護士）を「殺す」と言っているという事案であることからして、弁護士業務に絡んだ逆恨みによる身体への重大な危害が十分に予想される事案であったから、凶器を持参しているか、津谷弁護士宅にある物（例えば包丁）を武器にしている可能性が十分に考えられ、「警棒を使用する可能性がある職務に従事するとき」に該当することが明らかであった。したがって、警棒の携帯が義務づけられていた場合に当たる。

S警部補は、事態を事前に予測できなかったから警棒を携帯しなかった旨述べるが、その説明は、緊急事案であることがわかっていたと証言していること（S警部補調書２頁）と矛盾する。一審原告Aの１１０番通報の内容からすれば、津谷弁護士に生命の危険が迫っていたことが予測できたのであるから、S警部補及びK巡查部長は、警棒を携帯する義務があったのである。

S警部補及びK巡查部長の警棒不携帯は、警棒携帯義務違反である。

これに対して、原判決は、「本件検証結果を受けて、県警は、『警棒等の適正な使用及び取扱いの徹底について（通達）』（甲９８）、『耐刃防護衣及び防弾衣の着装基準について（例規）』（甲１０１）を定め、機動捜査隊の隊員は、警ら

中、警棒を携帯し、耐刃防護衣を着装することになったことから明らかなように、本件当時は、警棒の携帯の要否等は臨場する警察官の判断に委ねられていたのである。」(63頁)というが、上記のとおり、警棒通達(甲98)で引用している警棒規範(甲95)では、私服で職務に従事する機動捜査隊員が警らするとき警棒を携帯することを義務づけているから、機動捜査隊の班長に裁量の余地はない。しかも、本件においてS警部補が耐刃防護衣を着装していなかった理由は、S警部補が着装義務を知らなかったからであり、裁量権を行使したからではなかった(S警部補調書27頁参照)。

(4) 警察官であることの告知義務

本件において、S警部補及びK巡查部長には、津谷弁護士宅へ立ち入って津谷弁護士及び一審原告Aを保護する義務があった。しかし、他方、警察官が他人宅に立ち入ることが正当化されるのは、警職法第6条第1項の職務として行っているのであるから、そのことがその場に居合わせる者にとってわかる必要がある。どのような者が立ち入ってきたのかがわからないと、却って現場が混乱しかねないからである。

制服警察官の場合は、警察官の制服を着ているので、一目見て警察官であることがわかる。しかし、S警部補及びK巡查部長のように機動捜査隊員の場合は、私服であるため警察官かどうかの見分けがつきにくい。

警職法第6条第4項は、「警察官は、第1項又は第2項の規定による立入に際して、その場所の管理者又はこれに順ずる者から要求された場合には、その理由を告げ、且つ、その身分を示す証票を呈示しなければならない。」と、また、警察手帳規則(甲192)では、「職務の執行に当たり、警察官……であることを示す必要があるときは、証票及び記章を呈示しなければならない。」(第5条)と、各規定している。

本件においては、「その場所の管理者又はこれに順ずる者」である津谷弁護士や一審原告Aから立入の理由や警察官であることの確認を要求されてい

い。一審原告Aは、110番通報した本人であるから、立入の理由も警察官であることの確認も必要なかったであろう。しかし、津谷弁護士は、自ら110番通報しておらず、一審原告Aが110番通報したことを知っていたか不明であり、S警部補及びK巡查部長が私服だったことからすると、S警部補及びK巡查部長が警察官であることを確実に認識していたか不明である。

他方、S警部補及びK巡查部長は、110番通報が津谷弁護士の妻であったことを知っていた。しかも、S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士宅に立ち入ったときは、一審原告Aの姿が見当たらず、津谷弁護士は、侵入者（一審被告S）と対峙していたとのことであるからS警部補及びK巡查部長に対して立入の理由や身分の確認を要求する余裕などあろうはずがない。そのような状況下にあつては、私服でありながら警察官として職務行為を行おうとしていたS警部補としては、「警察官……であることを示す必要がある」ものとして、自分が警察官であることを告げるべきであった。S警部補が告げなかったのであれば、K巡查部長が告げるべきであった。S警部補が告げたかどうか不明であれば、K巡查部長も念のため告げるべきであった。

S警部補及びK巡查部長には、警察官であることの告知義務違反がある。

(5) 避難等の措置義務

本件においては、警職法第4条第1項（避難等の措置）で規定する、「警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼ（す）……危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者……に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者……に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。」が、まさしく当てはまる。

S警部補及びK巡查部長は「警察官」であり、一審原告Aが110番通報した内容は、「人の生命若しくは身体に危険を及ぼ（す）危険な事態がある場合」

である。津谷弁護士，一審被告Sは「その場に居合わせた者」に当たる。S警部補は，津谷弁護士及び一審被告Sに対して「必要な警告を発」すべきであったが，「やめれ」だけではだれに具体的に何を命じているのか不明であり，必要な警告として明らかに不十分であった。

「特に急を要する場合においては」，侵入者（一審被告S）がけん銃を持ち込んでいたことからすると，他の凶器も持ち込んでまだすぐ近くにいる可能性が高いから，「危害を受ける虞のある者」である津谷弁護士に対し，「その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを避難させ」るべく，速やかに人定確認をし，被害者である津谷弁護士であることを確認し，一審被告Sが移動した応接室方向とは逆の，S警部補及びK巡查部長が通ってきた台所に避難させ，「その場に居合わせた者，その事物の管理者」である津谷弁護士に，「危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ」るべく，けん銃の提供を命じるべきであった。津谷弁護士が警察官によるけん銃の提供要求を断わる余地はないから，S警部補は津谷弁護士から速やかにけん銃の提出を受けるとともに，直ちに津谷弁護士を台所に避難させるべきだったのであり，それは実行可能であった。

これらを行わなかったS警部補及びK巡查部長の対応は，緊急措置義務違反である。

（6）犯罪制止義務

警職法第5条では，「警察官は，犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは，その予防のため関係者に必要な警告を発し，又，もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び，又は財産に重大な損害を受ける虞があつて，急を要する場合においては，その行為を制止することができる。」と規定している。

S警部補が津谷弁護士宅に立ち入ったときの状況は，けん銃が見えたことからして殺人や重傷害などの重大な事件に発展するおそれがあることが判明し

ており、「犯罪がまさに行われようとするのを認めたとき」に当たる。S警部補としては、「その予防のため」に、「関係者」である津谷弁護士や侵入者（一審被告S）に、「必要な警告」を発する義務があった。必要な警告とは、警察官であることを名乗った上で、「けん銃を渡しなさい」と言うことである。

また、S警部補が津谷弁護士宅に立ち入ったときの状況は、「その行為により人の生命若しくは身体に危険が及（ぶ）虞があつて、急を要する場合」に当たるから、「(危険な) 行為を制止する」義務があった。津谷弁護士がけん銃を手をしている時点では、S警部補は津谷弁護士に自分が警察官であることを名乗り、けん銃を渡すよう告げるべきであった。これによって、けん銃の暴発による事故を防ぐことができた。

しかるに、S警部補は、このような犯罪制止を行っておらず、犯罪制止義務に違反している。

また、S警部補は、一審被告Sの姿が見えなくなり、もう1人の男の手を掴んでいる時点で、その男にだれであるかを確認し、津谷弁護士であることを確認したところで、けん銃の引渡しを求めると同時に、侵入者がだれであるかを確認し、一審被告Sの名前を把握し、応接室内にいるであろう一審被告Sに対して、「我々警察官が来たからには、これ以上、津谷弁護士を攻撃することはできない。あきらめて、武器を持たずにゆっくり歩いて出て来なさい」などと声を掛け、一審被告Sのいるおおよそ位置を把握し、一審被告Sが津谷弁護士に対して攻撃することを止めるよう説得すべき制止義務があった。屈強の警察官が2人も来ていて、このように説得すれば、一審被告Sはあきらめて指示命令に従った可能性がある。少なくとも、何も言わなくても同じということはない。一審被告Sがすぐに従わなければ、時間をかけて、繰り返し声をかければよかった。そうすれば、その間に津谷弁護士は台所に逃げ込み、一審被告Sに刺突される可能性はなくなり、さらに他の警察官らが多数到着することで、一審被告Sに犯行遂行を断念する気持ちを起こさせる可能性も出て来る。

しかるに、S警部補は、このような犯罪制止の言葉を一言も発しておらず、犯罪制止義務に違反している。

(7) 武器の使用義務

警職法第7条では、次のように規定している。

「警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、刑法（……）第三十六条（正当防衛）若しくは同法第三十七条（緊急避難）に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

一 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる兇悪な罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足りる充分な理由のある者がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足りる相当な理由のある場合。

二 (略)」

本件は、一審原告Aの110番通報の内容からして、「犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合」に当たることが十分に予想できた。したがって、「その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる」場合に当たる。

但書との関係では、本件は「刑法（……）第三十六条（正当防衛）若しくは同法第三十七条（緊急避難）に該当する場合」に該当し、また、「左の各号の一に該当する場合」、すなわち、「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる兇悪な罪」（殺人罪）を「現に犯し……ている者」（一審被

告S)が、「その者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき」、「これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官において信ずるに足りる相当な理由のある場合」にも該当する。

そして、警察官等警棒等使用及び取扱い規範（甲95）第4条第2項では、「次の各号に該当する場合においては、警棒等を武器に代わるものとして使用することができる。」と規定し、第1号及び第2号は、警職法第7条但書及び第1号に対応する規定内容になっている。したがって、警職法第7条の「武器」として警棒を使うことが可能となる。

S警部補は、事態を事前に予測できなかつたから警棒を携帯しなかつた旨述べるが、本件では、むしろ逆である。一審原告Aの110番通報の内容からすれば、津谷弁護士に生命の危険が迫っていたのであるから、S警部補及びK巡查部長は、具体的な危険の状況を事前予測できなかつたからこそ、警棒を携帯する必要があつたのである。警棒を携帯せずに臨場し、臨場後に警棒を持参すればよかつたと考えても、取りに戻ることはできない。確実に安全な状況になっているという事前予測ができない以上、S警部補及びK巡查部長は、警棒を携帯すべきであつた。

S警部補及びK巡查部長は、警棒を携帯して津谷弁護士宅に立ち入るべきであつた。それは、自分が安全に職務を執行するために必要であるだけでなく、同時に被害者（津谷弁護士及び一審原告A）を保護するためにも必要だったのであり、その意味で、携帯は、被害者保護のための義務であつた。

S警部補は、警棒を携帯したとしても、暗闇から突然飛び出して来た一審被告Sには使用できなかつた旨述べるが、それは、S警部補が述べるような動き方に問題があるからである。一審被告Sが潜んでいる可能性が高い応接室の中が暗闇だった（これも疑問で、廊下の明かりが応接室内に差し込んでおり、一定の範囲が廊下から見えていたことは、客観的に明らかである。）というのであれば、S警部補は、安易に応接室入口に近づくべきではなく、応接室内から

いつ一審被告Sが飛び出してきても対応できるよう、あえて応接室入口から少し離れた位置に立って、応接室内の者（一審被告S）に対して、「我々警察官が来たからには、これ以上、津谷弁護士を攻撃することはできない。あきらめて、武器を持たずにゆっくり歩いて出て来なさい」などと声を掛け、一審被告Sの声や物音などからおおよその位置を把握し、開いているドアから見える室内の範囲で内部の様子を伺い、一審被告Sが武器を持たずに出てくれば、その場で侵入者であることを確認して住居侵入、さらには殺人未遂で現行犯逮捕すればよかった。一審被告Sが武器を構えて飛び出してくれば、間合いをとって警棒を構えていたS警部補は、警棒で武器を叩き落すか、そのタイミングを失したとしても一審被告Sの背後を一撃することによって、一審被告Sが津谷弁護士を攻撃することを阻止することができた。K巡查部長も、津谷弁護士を台所に避難させていれば、廊下に飛び出て来た一審被告Sと対峙することになったとき、警棒で一審被告Sの身体か武器を一撃してそれ以上の攻撃を阻止することができた。

S警部補及びK巡查部長が警棒を有効に使いえなかったのは、そもそもS警部補が警棒を不要と決めつけ、自ら警棒を携帯しないだけでなく、K巡查部長にも警棒の携帯を命じなかったことがそもそもの原因である。

S警部補及びK巡查部長には、警棒を携帯し、必要に応じてこれを使用する義務があったというべきである。

5 S警部補／指揮命令義務違反・保護義務違反

(1) はじめに／本件検証報告

津谷弁護士宅に立ち入った2人の警察官が津谷弁護士の寝室に入るまでの間に、一審原告Aが声を聞いたのは、S警部補が勝手口に立ち入ったときに、「大丈夫ですか」と言った一言だけで、それ以外の言葉を聞いていない。

この点に関連して、控訴理由書の57頁以下及び97頁以下では、通信指令室の無線指令を受けた以降、現場の指揮官であるS警部補が津谷弁護士宅に至

るまでも、また、津谷弁護士宅内に立ち入った後もほとんど無言で、指揮命令をしなかったことを取り上げた。この指揮命令義務違反こそが、事件現場と事件対応に混乱をもたらし、津谷弁護士を死に至らしめた最大の原因だった。

S警部補の指揮命令義務違反は、津谷弁護士を保護する義務違反という側面を持っている。秋田県警察検証結果（以下「県警検証結果」という。）（甲17）が、「警察官相互の連携」、「被害関係者とのコミュニケーションの取り方」、「避難誘導措置」を摘示しているのは、現場指揮者であるS警部補の無言、すなわち、指揮命令義務違反及び保護義務違反が本件において極めて重要な問題であることを強く認識しているからである。

以下では、原審におけるS警部補の証言に基づいて、時間を追って、S警部補の異常なまでの無言ぶり、指揮命令違反の実態を確認する。

（2）通信指令室からの無線指令を受けているとき

通信指令室から本件に関する無線指令を受けた際、本来、これに対応するのは、助手席に座っているはずのS警部補の役割であった。しかし、本件当時、S警部補は後部座席に座っていて、通信指令室とは何も言葉を交わしていなかった。このことは、原審における証人尋問でS警部補が認めていることである（S警部補調書33～34頁）。

（3）津谷弁護士宅へ向かうことを決めたときのやりとり

通信指令室の無線指令を受けた後のS警部補の言動は、S警部補の証言によると、「K巡查部長が、行きますかと私に進言し、私が、よし、行こうというふうに決めまして、それで、出向しました。」（S警部補調書31頁）とある。部下であるK巡查部長は、上司であり指揮者であるS警部補に「行きましようか」と進言し、S警部補が「よし、行こう」と言って津谷弁護士宅に向かうことになったとのことである。

K巡查部長の証言では、「これ、現場が近いので、私、分かってましたんで、行きましようということ、そしたら、んだ、行くべということ、現場に向

かうことになりました。」(K 巡査部長調書 2 頁) とある。K 巡査部長には、「現場が近い」ことが分かっていたので、K 巡査部長は S 警部補に「行きましょう」と指揮命令を仰ぎ、S 警部補が「んだ、行くべ」と言い、津谷弁護士宅へ向かうことを決めたのである。

S 警部補は、自ら言葉を発して K 巡査部長に津谷弁護士宅へ行くよう指揮命令していなかった。

(4) 通信指令室との応答

K 巡査部長は、「現場が近い」ことを知っていた (K 巡査部長調書 2 頁)。にもかかわらず、通信指令室に住所を確認したとのことである。K 巡査部長にとってすでに向かうべき先の住所がわかっていたのであれば、通信指令室に住所を確認する必要はない。K 巡査部長と一緒に無線指令を聞いていた S 警部補に確認すればよい。しかし、K 巡査部長はそのようにしていない。

S 警部補も「んだ、行くべ」と言っておきながら、住所を K 巡査部長に告げしていない。K 巡査部長の反対尋問で、車内での住所の復唱はなかったのかという質問に、K 巡査部長は「それはありませんでした。」(K 巡査部長調書 2 1 頁) と証言している。

K 巡査部長は自分で行き先がわかっているのであれば、黙って津谷弁護士宅に車を運転すればよく、通信指令室に確認する必要はない。通信指令室に確認するくらいであれば、他の警察車両や警察署などが通信指令室と連絡を取り合う邪魔にならないよう、S 警部補に住所確認をすればよい。

S 警部補は、K 巡査部長に津谷弁護士宅に向かうよう指揮命令し、K 巡査部長が津谷弁護士宅の住所乃至位置について曖昧な点があれば、S 警部補が K 巡査部長に教えてやればよい。機捜 6 から通信指令室への問合せは、S 警部補及び K 巡査部長の住所に関する知識からすれば無駄、不要だったはずである。S 警部補は通信指令室への問合せを止めさせ、津谷弁護士宅へ向かうよう指揮命令すべきであった。しかし、S 警部補は、そのような指揮命令をしないだけで

なく、無言だった。

機捜6と通信指令室とのやりとりに関する反対尋問（S警部補調書33頁）で、「機捜6から秋田本部」と言ったのはだれかと問われ、S警部補は、「K巡查部長だと思います。」と答え、「K巡查部長です」と答えることができない。

「了解 以上機捜6」と言ったのはだれかと問われ、「これもK巡查部長だと思います。」と答え、「思いますですか。」と問われ、「はい。」と答え、「K巡查部長ですではなくて、思いますですか。」と問われ、「そうです。」と答え、「記憶がはっきりしないんですか。」と問われ、「そういうことです。」と答えた。

S警部補が「思います」と答えているのは、通信指令室との応答をだれがしたのか知らないからである。機捜6に乗っていないながら知らないのは、S警部補が寝ていたか意識朦朧としていたからである。S警部補には、事件現場に向かう機動捜査隊の班長としての責任感、緊張感が欠落している。

さらに、津谷弁護士宅に向かっているはずの機捜6の隊員が通信指令室に対して、「了解 以上機捜6」としか言わず、用務、すなわち、現場に向かうという意味の「101」という言葉を言っていなかったことについて、反対尋問で、問題ではないかと問い質すと、S警部補は、「言わなくても、住所を確認することで十分に分かると思います。」（同35頁）と、ここでも「思います。」と答えている。警察官が相互に連携して活動する上で、「思います。」という関係は排除されなければならない。「明確に、誰が何をしてるかということをやらなければいけないんじゃないんですか。」と質問しても、S警部補は、「いえ、これで十分わかると思います。」と、またしても、「思います」を繰り返した。これに対して、通信指令室から「扱い中ですか どうぞ」というのは、その案件について扱っているかどうかという質問ではないかと問われて、「そうかもしれません。」と答えた（S警部補調書36頁）。

S警部補は、機捜6の班長として、K巡查部長及びS巡查が通信指令室との応答を的確に行うよう指揮命令する義務があるにもかかわらず、「思います」

が問題であることの認識を欠いているがゆえに、指揮命令義務を果たしていない。

S 警部補は、通信指令室との連絡で、言葉遣いを明確にすることや、出動する意味の定型文言「101」を使うことなどを無視しており、警察業務において具体的でわかりやすい指揮命令をすることの重要性を認識、理解していない。

(5) 津谷弁護士宅へ到着するまでの間の指揮命令

S 警部補は、反対尋問で、「証人は、無線指令を受けて津谷弁護士宅に到着するまでの間に、K 巡査部長と S 巡査に装備の確認や役割分担の指示説明をしましたか。」と問われ、「現場においてやるべきことはおおまかに伝えております。」(S 警部補調書 36 頁)と証言した。「おおかま」としか答えなかったので、「どういうふうに伝えましたか。」と質問され、「現場に到着したら、まず事案の概要の把握、行為者がいれば、状況に応じて、犯罪の制止、又は逮捕、負傷者がいれば救護、逃走していれば手配などをしなければいけないという話でした。」(同頁)と話したという。

「現場に到着したら、まず事案の概要の把握、行為者がいれば、状況に応じて、犯罪の制止、又は逮捕、負傷者がいれば救護、逃走していれば手配などをしなければいけない」というのは、具体的に本件事案で 3 人の警察官がどういう役割分担でどういうことをするかという指揮命令になっていない。S 警部補は「事案の詳細が不明」だったから「細かい点までは指示しませんでした。」とのことである。「細かい」どころか、具体的な役割分担を述べておらず、これでは役割分担に基づく事件現場での指揮命令はできない。

そもそも、S 警部補はこのような発語さえしていなかった可能性が大きい。

「行為者がいれば」と言っても、行為者がどこに何人いるかによって警察活動は全く異なる。しかも、現場に到着するまでの間に状況は変わる可能性が大きいから、「行為者」が家の外にいる場合と中にいる場合を分けて対応を考えて、役割分担を決め、指揮命令しておく必要がある。それこそが、機動捜査隊

の班長の役割である。前者の場合は、犯人が家の中に入らないようにする必要があり、後者の場合は、立て籠もり事件として被害者が凶器を持った犯人の人間になっている可能性があるから、被害者の生命安全を守るために特に慎重な対応が求められる。しかし、S警部補はそのような考慮をした指揮命令を全くしていない。

事件が進行中の現場に行くベテランの機動捜査隊の班長（S警部補）が、やはりベテランの機動捜査隊員（K巡查部長）に対して、進行中の事件現場に向かっていているときに、このような抽象的な話をするはずがない。

当時、同乗していたS巡查を戦力として使うつもりがあつて言ったのだとすると、機動捜査隊員として初めて現場に臨むS巡查は、実際に自分が何を行うべきかを具体的に質問し返したはずであり、S警部補は具体的に説明し指揮命令したはずである。しかし、そのようなやりとりがあつたという証拠はない。機捜6が津谷弁護士宅前に到着したとき、S警部補が無言で降り、S巡查に何も指揮命令していなかったことからして、S警部補がS巡查を戦力として考えていなかったことは明らかである。そうだとすると、S警部補がS巡查に向けて上記のようなことを言った可能性もない。

S警部補は、何も指揮命令せず、無言だったのである。

一審原告ら代理人から「装備の確認はありますか。」と質問され、S警部補は「その時点においてはしておりません。」（S警部補調書37頁）と証言した。この点についても、S警部補は、K巡查部長及びS巡查に装備資機材について何ら指揮命令せず、無言だった。

一審原告ら代理人から「役割分担はありますか。」と質問され、S警部補は「事案の詳細が不明でしたので、細かい点までは指示しませんでした。」（S警部補調書37頁）と証言した。これは機動捜査隊員にあるまじき証言である。事案の詳細が不明なことは、機動捜査隊の日常業務である。それでも、わずかな情報からどのような役割分担をするかを決めるのが、班長の役割である。「細

かい点までは指示していませんでした」というが、何も指示していなかったのである。この点についても、S警部補は指揮命令せず、無言だった。

(6) 現着時の通信指令室への報告義務

機動捜査隊が事件現場に到着したときの状況について、K巡查部長は、反対尋問で、明かりのついている家の前で車を停車させたというのは、「S警部補から、ここで止めろと指示があったんですか。」と質問され、「それははっきりしません」（K巡查部長調書29頁）と答えた。K巡查部長は、S警部補に車を止めるように指示されたかどうかははっきりしない。S警部補は何も言わず、K巡查部長の判断で車を止めた可能性がある。

秋田県警察通信指令に関する訓令（平成22年5月13日本部訓令第9号）（甲93）によれば、本件当時、事件現場の到着した機動捜査隊員は、現場到着時刻を通信指令室に報告することが義務付けられていた（第27条第1号）。

現着時刻を通信指令室に報告するのは、本来、助手席に座っているはずのS警部補の役割であり、義務である。しかし、後部座席に座っていたS警部補は、これを行わなかった。それどころか、自分の代わりにだれかに通信指令室に現着時刻を報告させるという指揮命令さえしていない。明らかな報告義務違反である。S警部補は「指示できるような状況ではありませんでした。」（S警部補調書40頁）と開き直っているが、このような例外は認められていない。機捜6から降車するときに一言指揮命令すればいいだけのことである。

S警部補は、現着時刻の報告をせず、部下ら（K巡查部長、S巡查）に対しても現着時刻を通信指令室に報告するよう指揮命令せず、無言だった。

それどころか、S警部補は、秋田県警察通信指令に関する訓令（甲94）において、現場到着後の措置として、一定の事項について逐次報告義務が定められていること（26条）を知らなかった（S警部補調書38頁）。現場到着時刻を報告する義務がある（26条1号）にもかかわらず、S警部補は、「時刻を言う必要はありません。」と断言した（S警部補調書39頁）。S警部補は、

ベテランの機動捜査隊員であり、機捜 6 の班長であるにもかかわらず、機動捜査隊員の基本的な報告義務さえ知らない。

(7) 現着時の指揮命令

機捜 6 が津谷弁護士宅前に到着したときも、S 警部補は、K 巡査部長及び S 巡査に対して何ら指揮命令の言葉を発していない。本来自分が行うべき通信指令室への報告を代わって他の警察官に報告させることさえ指揮命令しなかった。S 警部補は、無言のまま降車し、津谷弁護士宅の勝手口入口へ向かった。

K 巡査部長の証言によれば、K 巡査部長は運転席に座っているときに、S 警部補が門扉をくぐって家の中に入るのを見ていた (K 調書 3 2 頁) だけでなく、さらに、S 警部補が家の中に入る様子も見た記憶がある (同頁)、ドアを開けて入って行くところまでの全容は見えていないが、入って行くような姿は見えていた (同頁) とのことである。

K 巡査部長の証言によっても、耐刃防護衣を着装するよう指揮命令はなく (同 3 2 ~ 3 3 頁)、警棒を持って行くよう指揮命令もなかった (同 3 3 頁)。

その後、K 巡査部長も降車して、玄関方向に少し歩いてから U ターンして、S 警部補より 1 0 秒くらい遅れて勝手口から津谷弁護士宅内に入ったとのことであるが、このような動きは S 警部補の指揮命令によるものではない (K 巡査部長調書 3 5 頁) から、S 警部補には K 巡査部長がどれくらい後に入って来るかわからなくなってしまう。S 警部補は、「K 巡査部長がどの段階で来たのかは分かりません。犯人がいなくなっただけから来たのかどうかということは、ちょっとその辺、判然としません。」(S 警部補調書 1 0 頁)、「私の行動は車の中にいた K 係長らも見ていたはずですので、すぐに後に続くものと考えておりました。」(同 6 頁) と証言している。S 警部補は、現着時でも、K 巡査部長の間に事態に即応した連携をするための指揮命令を一切していなかった。このような事態について、K 巡査部長は、「警察として、ケースバイケースで周辺は確認しております。」(同 3 5 頁)、「警察官は必ず指示がなければ動けないという

ものではありませんので、現場において臨機の対応をとっております。」(同頁)、
「指示はありませんが、通常、外周は確認する場合があります。」(同36頁)
など、S警部補との連携が取れていないことについての危機意識が全くない。

(8) 津谷弁護士宅内に立ち入った直後の発語

S警部補の証言によれば、同人は、津谷弁護士宅の勝手口に立ち入ったとき、事件関係者を目にしながらか、即座に、110番通報者や被害者と侵入者を識別するための言葉掛けを行っておらず、無言であった。最初に被害者と侵入者を区別することをしないこと自体が、だれを保護し、だれを逮捕すべきかわからない事態をそのままにしていることになるから、保護義務違反である。

一審原告AがS警部補に「大丈夫ですか」と言われたとのことであるが、これでは一審原告Aに対する挨拶にはなっても、他の2人の男(津谷弁護士、一審被告S)を被害者と侵入者を区別するための発語になっておらず、保護義務違反である。

S警部補によれば、同人は台所に立ち入ったとき、「大丈夫ですか」と言っておらず、無言だったとのことである。仮に一審原告Aの存在に気づいていたら、「争っている2人の方を指差して、どちらですか、相手は誰ですかというふうな感じで聞いたかと思います。」(S警部補調書10頁)と証言している。これも保護義務違反である。「どちらですか」というのは何を聞きたいのか不明である。仮にこのような問いに一審原告Aが、「あっちです」と漠然と答えたら、S警部補は「あっち」を誰と判断したというのか。「相手は誰ですか」という質問も愚問である。S警部補が真っ先に知るべきは、侵入者の名前ではなく、どちらが侵入者かである。S警部補の質問が相手の名前を問うものであれば、一審原告Aが答えられない可能性がある。名前を言えたとしても、それがどちらの男か区別できなければ意味がない。「どちらがご主人ですか」とか「どちらが侵入者ですか」という質問の仕方をしなければ、一審原告Aは的確に答えることができない。S警部補には、そういう質問の仕方ができない。班

長（現場責任者）として極めて問題がある。

(9) 津谷弁護士の手を掴まえているときの発語

S 警部補の証言によれば、廊下に出て、2人の男（津谷弁護士と一審被告S）に「やめれ」と言ったのが初めての言葉であった。但し、台所にいた一審原告Aには聞こえておらず、言ったとしても、だれに対して、具体的に何をさせようとしているのか不明である。

S 警部補は、けん銃を持っている男（津谷弁護士）に対して、「何している。離せ」と言ったという（乙A6. 2頁）。これも、一審原告Aには聞こえておらず、他方、私服のS 警部補は、「警察だ」という身分を告げることをせず、「津谷弁護士さんですか」「奥さんはいますか」「犯人はどっちですか」など、その場に居合わせた者たちの判別をし、被害者を確実に保護するための言動を全く行っていない。これでは、特定の者を被害者として識別し侵入者からの確に保護することができない。

この点に関して、K 巡査部長は、主尋問で、K 巡査部長が台所に立ち入ったとき、S 警部補の声と思われる声が聞こえた（K 巡査部長調書4頁）、発言内容は、「こらとか、離せとか、やめれとか、そういった、相手を引き離すとか注意するような声でした。」（同頁）と証言した。これが反対尋問（同44頁）になると、「あなたが廊下に出た後に、S 警部補がその男に対しても何か言いましたか。」と質問され、「はっきりしませんが」と断った上で、「こらとか、離せよとかいう言葉は言ったかもしれません。」と証言した。この質問では「あなたが廊下に出た後に」と限定している。K 巡査部長は、その時期にS 警部補が「こらとか、離せよとかいう言葉は言ったかもしれません。」と説明した。「かもしれない」という答え方をしたので、再度、確認されても、「言った可能性はあります。」と曖昧にしか答えず、「はっきりしないんですね。」と言われ、「はっきりしませんが」と、主尋問での証言に比べて、明らかにトーンダウンした証言になった。それだけではない。主尋問では、K 巡査部長が台所に立ち入っ

たときにS警部補の声が聞こえたとしていたのが、反対尋問では、K巡查部長が廊下に出た後の時点でのS警部補の発語に変わっている。さらに付け加えると、K巡查部長はS警部補より10秒遅れて津谷弁護士宅の勝手口から中に入ったと説明していることと合わせると、K巡查部長がS警部補の「こらとか、離せよとかいう言葉」を聞いているはずがない。なぜなら、S警部補の説明によれば、S警部補が勝手口に立ち上がったとき、廊下で組み合っている人影を見て、無言ですぐに靴を脱いで廊下に行き、そこで「やめれ」と言い、津谷弁護士がけん銃の銃口を一審被告Sの頭部に向けているのが見えたので、「何している。離せ」と言ったとのことであるから、勝手口に立ち入ってからこのように言うまでの間が10秒もあったとは到底考えられない。K巡查部長は、S警部補の発語を聞いていないのに、聞いたかのような証言をすることで、S警部補の証言の証明力を高めようとしたとしか考えられない。

仮に、津谷弁護士がS警部補を警察官と認識していて、S警部補に「何している。離せ」（乙A6. 2頁）と言われれば、津谷弁護士には警察官にけん銃を渡さない理由は何もない。すぐにS警部補にけん銃を渡したはずである。津谷弁護士がそのような行動をとっていないのは、そもそも、S警部補が警察官であることを名乗っていなかっただけでなく、「何している。離せ」という言葉さえ言っていなかったことを強く疑わせる。台所内の廊下に近い場所にいた一審原告Aに、S警部補の「何している。離せ」という言葉が聞こえなかったのは、そもそもS警部補が「何している。離せ」と言っていなかったからである。事件現場で事件関係者に指示命令する義務に違反している。

(10) K巡查部長に対する指揮命令

一審原告Aの目撃によれば、S警部補及びK巡查部長は続けて津谷弁護士宅内に上り込んでいるが、S警部補及びK巡查部長の説明では、間を置いて、別々に上り込んでいるとのことであり、後から上がり込んだK巡查部長は一審被告Sの姿を見ていないとのことであるから、S警部補は、後から入って来たK巡

査部長に対して何をすべきかを具体的に指揮命令すべきである。S警部補は、津谷弁護士宅に向かう途中の時点で具体的な指揮命令をしなかった理由として、「事案の詳細が不明」であることをあげていたこと（S警部補調書36頁）からすれば、津谷弁護士宅内の廊下にK巡查部長が来たときには、S警部補の基準によっても具体的な指揮命令をすべき段階になっていた。

K巡查部長の反対尋問（K巡查部長調書43頁）で、K巡查部長が廊下に行った後S警部補から何か指示があったかと問われ、K巡查部長は、「指示はありませんでした。」と証言し、「もう1人の男を追えとか、例えば、けん銃を取り上げろとか、何かそういうことは何も言ってないんですね。」と問われ、「言われた記憶はありません。」と証言した。

この点について、S警部補の反対尋問（S警部補調書57頁）で、「K巡查部長が入ってきたときに、どういうことをしなさいという指示をあなたの方では具体的にしていませんね。」と質問され、「指示できるようないとまはありませんでした。」と証言した。具体的な指示をしたかという問いに、いとまがなかったという答え方をしたことで、S警部補がすでに正面から答えることから逃げていることは明らかである。K巡查部長も反対尋問（K巡查部長調書49～50頁）で、「S警部補の方から、俺が押さえているから、お前はこうしろ、ああしろとか、あなたの方から、私がこうしますから、S警部補、こうしてくださいとか、そういう会話はそこでないんですね。」と問われ、「そういう時間はありませんでした。」と答え、犯人かどうか分からなかったら、確認するのが警察官の仕事ではないかと問われても、「私、つかんでいた時間は短かったので、そういう時間はありませんでした。」と答えた。

S警部補の「いとまがなかった」にしろ、K巡查部長の「時間が短かった」にしろ、言葉による逃げである。津谷弁護士の手首を掴まえながらも、わずかに数秒間であったとしても、S警部補がK巡查部長に指揮命令することはできる。それが、ましてやS警部補及びK巡查部長が津谷弁護士の手を掴んでいた

時間が69秒間であったとしても、80秒間前後であったとしても、指揮命令する時間、指揮命令を求める問いをする時間、「いとま」は、十分すぎるほどあった。

S警部補及びK巡查部長は、津谷弁護士からけん銃を取り上げる算段をしなかっただけでなく、K巡查部長からみたS警部補は、「拳銃を取ろうという感じでやっていたと思います。」(K巡查部長調書52頁)と、「思います」だったのであり、K巡查部長にはS警部補の真意がはっきりわからなかった。S警部補がK巡查部長に具体的で明確な指揮命令をしなかったことによるものである。

(11) 「おれじゃない、あっちだ」「あっち、あっち」を聞いた後

S警部補及びK巡查部長の説明によれば、津谷弁護士が「おれじゃない、あっちだ」と言い、続けて、「あっち、あっち」という女性の声が聞こえた直後に、S警部補、K巡查部長の順番で津谷弁護士の手を離したことになる。K巡查部長も、「S警部補は先に離してます。」(K巡查部長調書54頁)と証言している。

しかし、そもそも、津谷弁護士と女性の声を聞いてS警部補及びK巡查部長が津谷弁護士の手を離したということは、極めて疑わしい。S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士の手を掴んでいた理由は、けん銃の暴発を防止するためだったとのことである。そうであれば、けん銃を持っている者が侵入者(一番被告S)か津谷弁護士かで違いはない。S警部補及びK巡查部長が、けん銃を持っている者に「危険だから渡しなさい」と言って、けん銃を持っている者がこれに応じてけん銃を手渡したときに初めて、暴発の危険はなくなる。しかるに、S警部補もK巡查部長も、津谷弁護士にけん銃を渡すよう言うておらず、手渡されたとも言っていない。そうだとすると、一般市民がけん銃を持ったままの状態が続いており、暴発の危険は続いている。けん銃を受け取っていないS警部補は津谷弁護士の手を掴まえ続けており、K巡查部長はS警部補に倣ってい

たとえるのが合理的である。

他方、S警部補及びK巡查部長の説明は、極めて不合理なのである。すなわち、S警部補が先に津谷弁護士の右手首を掴まえ、そのS警部補の手に重ねるようにK巡查部長が掴んでいたというのであるから、S警部補はK巡查部長が手を離してくれなければ津谷弁護士を掴んでいる手を離すことができない関係になっている。S警部補の実況見分調書（甲33）の写真23、24、25はまさにそのようになっている。S警部補は、自分が掴んでいる津谷弁護士の右手を離すには、K巡查部長に手を離すよう指揮命令して、K巡查部長が手を離したときに初めてできるのである。しかるに、S警部補は一言もK巡查部長に指揮命令していない。S警部補に何も命令されていないK巡查部長が勝手に手を離すはずがないのである。

この点の不合理さを解消すべく、K巡查部長は、原審の主尋問で初めて、「上からつかんでおりましたが、抜ける間隔はありますので、それで離せます。それで私が離しております。」（K巡查部長調書7頁）、「つかんだ手が抜けると、そういうことです。緩んで抜ける。」（同頁）、「私は力づくで握り締めていたわけではありませんので、その中からS警部補が手をぱっと抜いたと。」（同頁）と証言した。反対尋問で、「S警部補が（手を）抜くときに、お前、もっと緩めろとかって、言ってないですよ。」（同54頁）と質問されると、「それは言われてません。」と答え、「何も言わないんだよね。」と確認され、「はい。」と答えた（同55頁）。K巡查部長も、S警部補が何も指揮命令せず無言だったことを認めている。

K巡查部長の言うとおりでとすると、K巡查部長はいつでもS警部補が手を抜けるように最初から緩く掴んでいたのかと思うと、K巡查部長は「緩んで抜ける」と説明をしており、整合しない。緩めるかどうかは、S警部補の行為ではなく、K巡查部長の行為であるから、K巡查部長からすれば「緩んで」ではなく、「緩めて」でなければならない。K巡查部長が緩めるということは、そ

れ以前はもう少し強く掴んでいたことを意味する。K 巡査部長は、S 警部補から何の目的で津谷弁護士の手を掴んでいるかも説明を受けていない上に、手を緩めるように指揮命令もされていなかったのであるから、K 巡査部長が掴んでいる手を勝手に緩めるはずがない。K 巡査部長の説明は、虚偽である。

仮に、K 巡査部長が S 警部補の手の上側を掴んでいたのであれば、S 警部補は K 巡査部長の掴む強さをはっきり覚えているはずである。この点に関して、S 警部補は、反対尋問で、同人の実況見分調書（甲 3 3）の写真 2 3、2 4、2 5 をもとに、「あなたも K 巡査部長も」と二人を並べて、「暴発されないように強く手を握ってましたか。」と質問されたときに、「私は強く握っておりました。」（S 警部補調書 6 0 頁）と答え、K 巡査部長については答えなかった。S 警部補は自己の体験として K 巡査部長の掴み方の強さをはっきり記憶しているはずである。それにもかかわらず、S 警部補があえて「私」についてしか答えなかったので、一審原告ら代理人が「K 巡査部長は。」と、重ねて問うと、「分かりません。」（同頁）と証言した。わからないはずがない。そこで、一審原告ら代理人が続けて、「えっ。だって、あなたの手の上じゃないですか。」と問うと、「その点をはっきりした記憶がありません。」（同頁）となってしまう、実況見分のときに自分の手の甲の上から K 巡査部長が手を掴んでいたという説明をしていたはずの S 警部補が、法廷では「はっきりした記憶がありません。」となってしまった。実際に K 巡査部長が S 警部補の手の甲を上から掴んでいたのであれば、S 警部補がその強さを記憶していないはずがない。

S 警部補がこの点の説明をできない理由は 1 つしかない。K 巡査部長が掴んでいた手は、S 警部補の手の甲ではなかったからである。そうであればこそ、S 警部補は、自分が掴んでいる津谷弁護士の片手とは異なる方の手を掴んでいる K 巡査部長の掴み方の強さを知らなくても、また、K 巡査部長に手を離すよう指揮命令しなくても、無言で K 巡査部長より先に津谷弁護士の手を離すことができたのである。

S 警部補が津谷弁護士への保護義務として津谷弁護士の手を離したのであれば、K 巡査部長にも津谷弁護士の手を離すよう指揮命令すべきである。しかし、S 警部補はこのときも無言だった。そのため、津谷弁護士はK 巡査部長にまだ片手を掴まれている状態が続き、その場から逃げ出せない状態になっていた。

S 警部補とK 巡査部長が、一審原告Aが説明するような位置関係で津谷弁護士の手首を掴んでいたのだとすると（甲82 写真42、43）、K 巡査部長には、S 警部補が津谷弁護士の手を離したことが見えない。S 警部補が無言で手を離したため、K 巡査部長はそれまでの、津谷弁護士のもう片方の手を掴んでいる状態を続け、一審被告Sが攻撃しやすい状況を維持した。

押田鑑定書（甲105）は、津谷弁護士の身体の傷の位置と衣類の損傷箇所のズレを比較することで、津谷弁護士が刺された状態を推測するものであるが、1 度目に刺されたときの左胸部下の傷と衣類の損傷箇所のズレは上下にずれており、津谷弁護士が両腕をL字に上げられ衣類が左右同じように上方向に引っ張られる状態のときに刺されたとしており、2 度目に刺されたときの左胸部上の傷と衣類の損傷箇所のズレは右側だけが上方向に引っ張られる状態のときに刺されたとしている。これは、上記説明のとおり、左手首を掴んでいたS 警部補が1 度目の刺突直後に津谷弁護士の手を無言で離し、そのことを知らないK 巡査部長はその後も津谷弁護士の右手首を掴まえたために、1 度目の刺突のときは津谷弁護士の衣類の左右が上方向に引っ張られ、2 度目の刺突のときは痛みから津谷弁護士が跪いた状態で、K 巡査部長だけが津谷弁護士の衣類の右側だけが上方向に引っ張っていたことから、左胸部を斜め上方向から刺すことが可能になった。これは、当時のS 警部補が無言で行動するため、K 巡査部長にもS 警部補が何を考え、何をしようとしているのか理解しかねている状況下で起こった事態として、何ら不合理ではない。

S 警部補及びK 巡査部長が、応接室入口前で、長時間、無言で津谷弁護士の手首を掴まえ続けることさえしていなければ、津谷弁護士が一審被告Sに刺突

されることはなかった。

津谷弁護士の手首を掴んでいるS警部補は、目の前の応接室入口から一審被告Sが本件凶器の刃先を津谷弁護士の方向に向けているのを目撃する状態が続いていたところを、一審原告Aに目撃されていたことからして、一審被告Sが刺突行動を起こす前に、津谷弁護士の手を離し、K巡查部長にも津谷弁護士の手を離すよう指揮命令して実行されていれば、津谷弁護士は自力でその場から逃げ出すことで無傷で助かったか、少なくとも致命傷となる刺突を回避することは可能だったはずである。S警部補が津谷弁護士を刺突しようとする一審被告Sに「止めろ！」と大声で怒鳴るなどして牽制すれば、一審被告Sは刺突を思いとどまるか、刺突のタイミングを遅らされ津谷弁護士が逃げることができた可能性が生まれた。いずれにせよ、S警部補及びK巡查部長が揃って津谷弁護士の手を離していれば、津谷弁護士が致命傷となる刺突を受けることはなかったはずである。

S警部補がK巡查部長に津谷弁護士の手を離すよう指揮命令しなかったことは、保護義務違反である。

(12) 応接室入口に向かう前の言動

S警部補及びK巡查部長の説明によれば、津谷弁護士が「おれはじゃない、あっちだ」「あっち、あっち」と言われて津谷弁護士の手を離したとのことであるから、津谷弁護士からけん銃の提供を受け、津谷弁護士を安全な台所に移動させ、後は警察官2人で一審被告Sに対峙するような体制にすればよかった。これが、S警部補が津谷弁護士のためにすべきであった保護義務の内容である。

反対尋問（S警部補調書61頁）で、「証人は、自分が手首をつかんでいた人物が津谷弁護士であることが分かって手を離したときに、津谷弁護士に何か言いましたか。」という質問に、S警部補は「いいえ、言っておりません。」と答えた。続けて、「失礼しましたということは言ってないですか。」と質問され、「いいえ、一審被告Sを。」と答えた。これは「一審被告Sを追おうとしてい

た」とでも証言するつもりだったのかもしれない。しかし、これは質問に答えていない。「質問だけに答えてください。」という、「言っておりません。」と証言し、「失礼しましたと言っておりませんね。」と確認され、「言っておりません。」と答え、「ここから離れて台所に逃げてくださいと言っておりませんね。」と問われ、「言っておりません。」と答え、「けん銃を渡してくださいと言っておりませんね。」と問われ、「言っておりません。」と答えた。

暴発を防ぐ目的で津谷弁護士の手首を掴んでいたのであれば、津谷弁護士であることがわかった時点で、S警部補はすぐに津谷弁護士に、「危険ですから、けん銃を渡してください」と言って、津谷弁護士からけん銃を受け取ったはずである。ところが、S警部補は、津谷弁護士にけん銃の提供を求めている。これは、S警部補が無意識のうちにけん銃を持つ津谷弁護士の手首を掴み続けていただけで、何のために掴んでいるかを自覚していなかったことを示しているとしか考えられない。そうだとすると、S警部補は、「俺じゃない、あっちだ」「あっちだ」という声を聞いても、津谷弁護士の手を離さなかったはずである。

被害者保護のために津谷弁護士宅内に立ち入り、自分が手を掴んでいた相手が被害者であることがわかって手を離したというのであれば、被害者を安全な場所に避難させることこそ真っ先に行うべきことであり、津谷弁護士に台所に逃げ込むよう指示命令したはずである。しかし、S警部補の証言によれば、S警部補は津谷弁護士の手を離した後、何も言わないで、けん銃を渡すよう求めることもなく、安全な場所に避難するよう指示することもなく、津谷弁護士とK巡查部長に背を向けて、応接室入口に1人で向かったというのである。S警部補は、被害者を識別できても被害者保護のための行動をとっていない。被害者保護のための指揮命令をK巡查部長に対して行っていない。S警部補の対応は、保護義務違反である。

(13) 一審被告Sが津谷弁護士の寝室に入る前の言動

S 警部補が応接室入口から中に入ろうとしたときに、本件凶器を構えた一審被告 S が飛び出して来たため、S 警部補は一審被告 S の凶器の刃先をかわすために後方に避けたとのことである。逮捕術や警棒で対処できる状況ではなかったという。

しかし、すでに説明したとおり、これは S 警部補が応接室から少し離れた位置から一審被告 S の様子を窺うような慎重な行動をとらず、無防備に危険な場所に近づいたからである。応接室入口から少し離れた位置から間合いをとって一審被告 S に声を掛けていれば、咄嗟に後方に飛び退くことも、一瞬、腹部をみる必要もなく、逮捕術で一審被告 S を逮捕できたかもしれないし、後方から一審被告 S の身体を捕まえることもできた。それ以前に、応接室内にいる一審被告 S に話しかけることで、同人にそれ以上の攻撃をあきらめさせることができたかもしれない。

S 警部補は、S 警部補及び K 巡査部長が説明する状況でも、一審原告 A が説明する状況でも、終始、無言だった。「津谷さん、危ない」とか、「津谷さん、台所に逃げろ」とか、「K（巡査部長）、津谷さんを台所に入れろ」というような、津谷弁護士を保護するための発語は一切していない。

S 警部補はこれらの保護義務を行っておらず、保護義務違反である。

(14) K 巡査部長にも指揮命令しなかった S 警部補

このように、S 警部補は、津谷弁護士及び一審被告 S に対してほとんど無言だった。それだけでなく、津谷弁護士宅内に立ち入った K 巡査部長に対しても無言で、一言も指揮命令しなかった。これでは、K 巡査部長は S 警部補の指揮命令の下で連携して警察活動をするができない。

津谷弁護士宅内において S 警部補が K 巡査部長に何も指揮命令しなかったことは、津谷弁護士との関係で保護義務違反である。

6 終始無言だった K 巡査部長

(1) K 巡査部長も無言だった

K 巡査部長は、廊下に出た後、何か声を発した記憶がないとのことである（K 巡査部長調書 4 3～4 4 頁）。終始無言の S 警部補に対して、部下の K 巡査部長も、S 警部補に指揮命令を求めることをせず、終始、無言だったのである。これでは、S 警部補と連携して津谷弁護士を保護することができない。津谷弁護士に対する保護義務違反である。

(2) S 警部補が掴まえている男が被害者か犯人かわからなかった

K 巡査部長には、S 警部補が押さえている男が犯人かどうかわからなかった（K 巡査部長調書 4 5 頁，4 7～4 8 頁）。裁判長の質問に K 巡査部長は、「状況がわからなかったです。」と証言している（同 4 8 頁）。

(3) 指揮命令を求めない K 巡査部長

K 巡査部長にとっても、事件現場で無言で行動する S 警部補の考えは理解困難だったはずである。K 巡査部長が S 警部補にどのようなことをすればよいか指揮命令を求めれば、S 警部補は K 巡査部長に具体的な指揮命令を発したはずである。

しかし、津谷弁護士宅内に立ち入った後の K 巡査部長は、S 警部補に一言も指揮命令を求めなかった。

(4) 命令を求めない部下がとる行動

部下は上司の指揮命令下で行動すべき警察官として（警察法第 6 3 条），K 巡査部長は S 警部補の動作を真似してただけだった。

S 警部補及び K 巡査部長が津谷弁護士の手を掴むような恰好になったのは、通信指令室から無線指令を受けたとき以降、津谷弁護士宅内に立ち入った後も、S 警部補が K 巡査部長に具体的な指揮命令を一切しなかったことによるものである。

問題は、S 警部補及び K 巡査部長が津谷弁護士の片手を 2 人で掴んでいたのか、各自別々の手を掴んでいたかである。S 警部補及び K 巡査部長は、前者だったと説明しているが、K 巡査部長がそのような行動をとるとすれば、上司の

手を強く掴むことになるようなことであるから、「失礼します。上から押さえます」などと、上司に失礼のないよう一言言うはずである。そのような一言がなく、無言で行っているのは、S警部補に対して失礼になるような行動をとっていなかったからである。すなわち、S警部補が掴んでいた手とは異なる手を掴んだのである。指揮命令を求めず、上司に失礼のないよう、上司と同じ行動をとろうとすると、必然的にこのようになる。

(5) 被害者を安全な場所に逃げさせようとしなかったK巡查部長

K巡查部長は、津谷弁護士が被害者であることがわかったときに津谷弁護士を安全な場所に逃がすような行動をとったかと問われ、「そのようないとはありませんでした。」(K巡查部長調書59頁)と、またしても、「いとま」、時間の問題にすり替えて、津谷弁護士を逃がす行動をとったかどうかについて答えを回避した。時間の問題ではなく、何か行動をしたかと問い直されると、「…」と黙り込み、津谷弁護士を台所に逃がすことができたのではないかと問われても、「この時点ですか。」「被害者を。」「どうやってですか。」とはぐらかし続け、一審原告ら代理人が「そっちに行ってなさいとか、声を掛けませんでしたか。」と具体的に問うと、裁判長が「だから、掛けていないと。」と確認を求め、K巡查部長はやっと、「掛けていません。」と答えた(K巡查部長調書60頁)。

津谷弁護士を保護するために声を掛けなかったことが問題であることをはっきり認識しているからこそ、K巡查部長は答えをはぐらかそうとしたのである。

7 長時間無言で津谷弁護士の手を掴み続けていた保護義務違反

(1) はじめに

7では、無線指令を受けた以降の、それぞれの段階における、S警部補の指揮命令違反、保護義務違反について説明した。

ここでは、S警部補が、現場指揮者であるにもかかわらず、侵入者である一

審被告 S の動静に注意を払うことをせず、K 巡査部長に何ら指揮命令をせず、津谷弁護士を保護するための指示命令もせず、逆に、長時間、津谷弁護士の手首を掴み続けていたことこそが、一審被告 S に津谷弁護士を正面から 2 度も刺突させる機会を与えたものであり、保護義務違反の極みである。

ここにいう長時間がどれくらいの時間を指すのか。一審原告らは、控訴理由書の第 1 部第 3. 3 「2 分 2 5 秒」(27 頁以下)において、一審被告側の主張を前提に、上記沈黙の時間が 6 9 秒前後であったと分析し、説明した。

以下では、原審における S 警部補の証言によっても、S 警部補が指揮命令をせず、長時間、津谷弁護士の手を掴み続けていたことを説明する。

(2) 現着から勝手口に立ち入るまで

S 警部補の証言によると、「現場に到着したのですが、まだ、そこが現場であるかはっきりは分かりませんでしたので、私が、表札を確認するため、車から 1 人で降りていきました。」(S 警部補調書 3 頁)とのことである(甲 3 3 写真 3, 4)。S 警部補は、機捜 6 が現着すると、すぐに機捜 6 を降りて表札の確認に向かっている。

そして、「そうしたところ、門の前まで行ったところ、家の中から人の争う声が聞こえてきたことから、直ちに、事態を收拾するため、1 人で中に入りました。」(S 警部補調書 3～4 頁)ということである(甲 3 3 写真 5～9)。このとき、S 警部補が門の前でしばらく立ち止まって表札を探すような動作や時間はない。家の中から声が聞こえて、K 巡査部長や S 巡査を呼んで役割分担をしようとする考えもせず、直ちに家の中に入ったということであるから、家の中から声が聞こえてから S 警部補が家の中に立ち入るまでの動きは、極めて早い。そうだとすると、機捜 6 の現着から S 警部補が津谷弁護士宅の勝手口から中に立ち入るまでの時間は、普通に歩くのと同じかそれより早い位であったはずである。十数秒(①)で勝手口に立ち入るまでに至っていたと考えられる。一審原告らの控訴理由書 2 9 頁の説明した時間に一致する。

(3) 台所に上がり廊下に出て割って入るまで

「私は、入ってすぐ、廊下で争っている2人の方に集中しましたので、もし台所の隅の方に奥さんがいたとしても、気が付かなかったかもしれません。」(S警部補調書7頁)、「奥さんの存在に気が付いておりません」(同頁)、「私が争っている2人を見たのはほんの一瞬であり、その後、すぐに割って入っておりますので、服装まで確認するようないとはありませんでした。」(同8頁)とのことである(甲33写真10)。110番通報者を探す動作は全くなく、一審原告Aの存在に気づくだけの目配りさえしないで、S警部補は、廊下の2人の男性だけに注目し、直ちに靴を脱いで上がり込み廊下に行き、2人(津谷弁護士と一審被告S)の間に割って入ったとことである(甲33写真11～16)から、ほんの数秒(②)の時間である。一審原告らの控訴理由書29頁の説明した時間に一致する。

(4) K巡查部長が廊下に来るまで

K巡查部長がS警部補に加勢するようになった時期について、S警部補は、「K巡查部長がどの段階で来たのかは分かりません。」(K巡查部長調書10頁)と証言しているから、この点はK巡查部長に確認するしかない。K巡查部長は、主尋問で、「勝手口から入ったのは、S警部補のどれぐらい後か分かりますか。」と問われ、「若干後です。」と答え、「若干というと、秒数で分かりますか。」と問われ、「10秒くらいだと思います。」と証言している(同4頁)。S警部補が勝手口から家の中に入った時期を、自分より10秒くらい前だったと、道路にいたK巡查部長が説明できること自体、塀や勝手口入口の屋根(甲33写真4～7参照)が障害物になって見えないはずであるのになぜできるのか疑問であるが、その点はさておくとして、K巡查部長の言うとおりでたとすると、K巡查部長が津谷弁護士宅の廊下に到着したのはS警部補より10秒くらい後だったということになる。

(5) S警部補が津谷弁護士の手を掴んでいた時間

S 警部補は、津谷弁護士からけん銃を取り上げられないでいる時間について質問され、「なかなか取り上げられなかったというのは、簡単に取り上げられなかったという意味であり、時間的にはごくごく僅かの間です。」(S 警部補調書 10 頁)と証言し、「僅かな間」の時間を明確に述べていない。しかし、その後の、「あなたが右手をつかんでた時間って、どれくらいですか。分かりますか。すごく長い時間ですか、短い時間ですか。」と質問され、「はっきりした時間は分からないんですけども、十数秒だと思います。」(同 12 頁)と証言している。ここで、S 警部補は自分が津谷弁護士の手を掴んでいた時間を十数秒(③)と証言している。続けて、「そうすると、K 巡査部長がつかんでた時間というのは、それより短いということですか。」と質問され、「それより短い時間です。」(同 13 頁)と証言している。

(6) K 巡査部長が S 警部補の手を掴んでいた時間

K 巡査部長の証言も S 警部補の証言も事実だとすると、S 警部補と K 巡査部長と一緒に津谷弁護士の手を掴んでいた時間はせいぜい数秒間、あるいはそれより短い時間、一瞬だったということになる。

(7) 「俺じゃない、あっちだ」「あっち、あっち」という声を聞いた時期

S 警部補及び K 巡査部長が津谷弁護士の手を離したのは、津谷弁護士が「おれじゃない、あっちだ」と言い、入って来た部屋の方から「あっち、あっち」という女性の声が聞こえたからだというのであるから、津谷弁護士の発語とこれに続く一番原告 A の発語は、S 警部補及び K 巡査部長が津谷弁護士の手を掴んでいる数秒の間にあったことになる。つまり、津谷弁護士は、S 警部補に右手を掴まれて十秒間くらい無言で、その直後に K 巡査部長も津谷弁護士の手を掴んですぐに、津谷弁護士が「おれじゃない、あっちだ」と言ったことになり、一番原告 A は K 巡査部長が廊下に入った直後に「あっち、あっち」と言ったことになる。

これらの発語を機会に S 警部補及び K 巡査部長が津谷弁護士の手を離した。

その後の動きは急展開になる。

(8) 津谷弁護士の手を離してから応接室入口前までの移動時間

「押さえていた手を離してから、あなたはどのような行動をしましたか。」と質問され、S警部補は「すぐに、犯人が消えた玄関方向に捜しに行きました。」

(S警部補調書16頁)と証言している。「すぐに」動いたとすると、S警部補がいたと説明している位置から応接室入口前までは2m程度であるから、移動時間にして1, 2秒(④)である。

捜しに行ったらどうなったかと質問され、「(応接間)に入ろうとしたところ、入り口のところで、刃物を持って突進してきた犯人と鉢合わせになりました。」

(同頁)と証言している。上記の経過からして、S警部補が津谷弁護士の手を離して移動し始めて1, 2秒後のことということになる。

(9) 一審被告Sが飛び出してきて津谷弁護士の寝室に入るまで

「その男は、それからどのような行動をとりましたか。」と質問され、「犯人はそのまま私の方には向かってこず、台所方向にその勢いで突進していきまし

た。」(S警部補調書17頁)と証言している。応接室から飛び出してくるときもその後も、一審被告Sは「突進してきた」というのであるから、応接室入口から津谷弁護士の寝室入口まで約5mであることからして、一審被告Sは2秒くらいで津谷弁護士の寝室入口に辿り着いたはずである。S警部補が自分の腹部を見たため一審被告Sの姿を見ていなかった時間は「一瞬」(S警部補調書72頁)、「ほんの一瞬」(同75頁)だった。津谷弁護士の寝室入口に至るまでの途中の、目前に津谷弁護士が、そのすぐ後ろにK巡查部長がおり、一審被告Sは目前にいる津谷弁護士と「揉み合い」になったということだったとしても、S警部補は廊下にいる一審被告Sを背後から捕まえることができなかったのであるから、一審被告Sと津谷弁護士の「揉み合い」ながらの移動はかなりのスピードだったことになる。

しかも、S警部補の目撃状況からすると、「被害者と犯人が一緒になって寝

室の方になだれ込んでいきました。そして、K 巡查部長もその後を追って寝室の中に入っていきました。」(同 2 2 頁) というのであるから、S 警部補が一審被告 S に迫いつく直前に K 巡查部長が間に入ったことになり、K 巡查部長と S 警部補は、津谷弁護士と一審被告 S のすぐ後を K 巡查部長、S 警部補の順で津谷弁護士の寝室になだれ込んだことになる。5、6 m の距離を S 警部補が 4 秒も 5 秒もかかるはずがない。せいぜい 3 秒 (⑤) である。

ここで主尋問は終わっている。

(10) 一審原告 A の説明との一致

4 人の男 (一審被告 S、S 警部補、K 巡查部長、津谷弁護士) が廊下を走った時点以降、一審原告 A の体験事実は S 警部補及び K 巡查部長の体験事実と重なっており、流れの違いも時間的な違いもない。

(11) S 警部補の降車から津谷弁護士の寝室に雪崩れ込むまでの時間

S 警部補が機捜 6 を降車してから 4 人の男が津谷弁護士の寝室になだれ込むまでの所要時間は、〔① (十数秒) + ② (数秒) + ③ (十数秒) + ④ (1、2 秒) + ⑤ (3 秒)〕である。「数秒」を 5 秒と仮定し、④を 2 秒と仮定すると、合計 40 秒である。

(12) 異常なまでに遅い、制圧から通信指令室への報告までの時間

S 警部補らが現着してから津谷弁護士が一審被告 S に刺突されたことを通信指令室に報告し始めるまでが 2 分 25 秒 (145 秒) だったとすると、4 人の男が津谷弁護士の寝室に入ってから K 巡查部長が機捜 6 に戻って通信指令室に連絡し始めるまでの所要時間が 105 秒となる。これは異常に長過ぎる。

K 巡查部長は S 警部補より 10 秒ほど遅れて津谷弁護士宅に立ち入ったとすることであるから、S 警部補が立ち入ってから一審被告 S を制圧するまでの所要時間より 10 秒ほど短くなるはずである。そうだとすると、S 警部補が 40 秒だったことからすると、K 巡查部長は 30 秒である。

ところが、K 巡查部長は、「私が現場に入ってから制圧まで、1 分、そのぐ

らい、1分あるかないか、そういう短い時間だと思います。」(K 巡査部長調書 16 頁)と証言している。S 警部補の証言によれば、K 巡査部長が津谷弁護士宅に立入り、一審被告 S を制圧するまでが 30 秒だったと説明していることと整合しない。

S 警部補より 10 秒遅れで津谷弁護士宅に入って 1 分くらいで一審被告 S を制圧したのだとしても、一審被告 S を制圧した後、K 巡査部長が機捜 6 に戻って通信指令室に報告を開始するまでの所要時間が 1 分 15 秒 (75 秒) になる。S 警部補の説明する 1 分 45 秒 (105 秒) に比べれば短い、それでも制圧から報告までの所要時間が異常に長過ぎる。

(13) 実際には異常に長かった、津谷弁護士の手を掴んでいた時間

S 警部補の説明する 105 秒にせよ、K 巡査部長の説明する 75 秒にせよ、余りにも長過ぎる。津谷弁護士の寝室を覗いて怪我人がいることに気づいた一審原告 A が廊下から台所に戻りながら 119 番に電話し、間もなく津谷弁護士が台所に入って来て倒れ込み、一審原告 A が驚いて津谷弁護士の止血をしようとしているところへ、K 巡査部長が通りかかり、「先生、そんなことで負けちゃ駄目だ。頑張れ」と声をかけながら通り過ぎ、勝手口から外へ出て行ったという経過からすれば、屈強な体躯の 2 人の警察官が小柄の高齢者を取り押さえて 90 秒、60 秒という長い時間抑え続けていたはずがない。

S 警部補及び K 巡査部長が無言で津谷弁護士の手を掴んでいた時間以外の所要時間はどれも時間がかかるようなことではない。制圧後、通信指令室に報告開始するまでの所要時間が不合理に異常に長くなってしまう原因は、S 警部補及び K 巡査部長が津谷弁護士の手を掴んでいた時間を短くごまかしたためである。それ以外に原因は考えられない。

このように理解してこそ、一審原告 A が証拠保全の申立のときの陳述書 (甲 11 の 1) で「2 分以上」の長い沈黙の時間があったと述べていること (7 頁) と整合する。

(14) 長時間手を掴んでいたことの生命への危険性

S 警部補及びK 巡査部長が津谷弁護士の手を掴んでいた状態が、一審原告 A の説明するような状態（甲 8 2 写真 4 2, 4 3）ではなく、S 警部補及びK 巡査部長が説明するような状態（甲 3 3 写真 2 5）であったとしても、津谷弁護士の生命に危険を生じる状態だったことには変わりがない。

8 事件を隠ぺいしようとしていた県警

(1) はじめに

本件捜査は、通常の事件のように、犯人がだれかわからない時点から始まる殺人事件の捜査とは全く異なる。

津谷弁護士刺殺事件は、津谷弁護士宅内で、2 人の現職警察官がいる文字どおり目の前で起こった事件である。一審被告 S によってまさしく犯行が行われるその場に 2 人の警察官が居合わせたという、2 人も警察官が決定的な目撃者となる極めて珍しい事件である。この 2 人の警察官こそが S 警部補及びK 巡査部長である。しかも、犯人である一審被告 S はその場で制圧し、現行犯逮捕し、110 番通報した一審原告 A は刺突場面こそ目撃していないものの、それ以外の前後の状況は直接体験した被害者としてすべてを目撃している。

目撃者全員が最初から揃っている特異な事案である。犯行時の状況の解明は極めて簡単だったはずである。

県警本部は、真っ先に、S 警部補及びK 巡査部長から津谷弁護士が刺突されたときの状況の報告を受けたはずである。この内容が、S 警部補及びK 巡査部長が目撃したとおりのものであれば、その報告内容で以後の捜査が行われ、マスコミに対する説明も一貫性を持っているはずである。

(2) 県警本部の広報に関する慎重な対応

弁護士が自宅で 2 人の警察官が駆けつけた後に殺害されたという極めて特異な事件であるだけに、世間の目は、どうしても、弁護士が犯人に攻撃されているとき 2 人の警察官は何をしていたのか、警察官の落ち度があつて弁護士は

殺されたのではないか、という疑念を抱く。疑念を抱かれないようにするには、S警部補及びK巡查部長から詳細な経過報告を受け、後日、説明内容が変遷するようなことがないよう、慎重に事実を見極め、手堅い内容だけをマスコミに広報することになる。

(3) 最初の広報からみえる県警本部の隠ぺい姿勢

本件発生当日の事件報道の内容は、その後の報道と異なり、県警本部から発せられた情報のみによって報道がなされている。そのため、当時、県警本部がマスコミに本件事件をどのように説明していたかが端的にわかる。そこからみえるのは、県警本部が津谷弁護士が刺突されたとき現場に警察官がいたことを隠そうとしていた事実である。

事件当日、一審原告Aはマスコミ記者の取材を受けていない。一審被告Sは逮捕され身柄を拘束されているから取材を受けていない。事件当日の記事は、県警本部への取材によるものである。したがって、事件当日の記事をみると、事件発生当初、県警本部がマスコミ記者にどのような説明をしていたかがわかる。

(4) 産経新聞記事

そこで改めて、事件当日になされた報道内容を見ると、事件発生から7時間あまりしか経過していない事件当日正午という時間帯にインターネット上に掲載された産経新聞（甲102号証の1）がある。

この記事では、「警察官らが津谷さん宅に駆けつけ、寝室で血を流して倒れている津谷さんを発見。」となっている。

これによると、事件が発生した直後に県警はマスコミ記者に対して、「通報を受けて警察官が臨場したときには、すでに津谷弁護士は刺されていた」と説明していたことがわかる。

S警部補及びK巡查部長がこの点の事実を間違えるはずがない。同人らが正直に報告したのに対して、県警本部は対外的に虚偽の説明をしていた。

(5) 読売新聞記事

次に報道されたと思われるのが、同日14時33分の読売新聞（甲207の1）である。

ここには、「駆け付けた警察官が、刃物を持って津谷さんともみ合っている男を取り押さえ、殺人未遂容疑で現行犯逮捕した。」とある。

これによると、県警は、マスコミ記者に対して、「警察官が駆け付けてSを取り押さえた時点で津谷弁護士はすでに刺されていた」という説明をしていたことがうかがわれる。産経新聞記事では、警察官が駆けつけたとき、津谷弁護士はすでに刺されて寝室で倒れていたのに、この記事では、津谷弁護士は男（一審被告S）と揉み合っていたとなっている。S警部補及びK巡查部長がこのような見間違いをするはずがない。

しかも、津谷弁護士と一審被告Sが対峙していたとき、一審被告Sが手に持っていた凶器は刃物ではなくけん銃だったのであり、この点について、S警部補及びK巡查部長が記憶違いするはずがない。

県警本部が独自の判断で事件経過をねつ造している。

(6) 共同通信配信記事

事件当日の11月4日には、共同通信が一報を流し、その配信を受ける静岡新聞も報道している。

ここでは、「警察官が駆け付け、寝室で津谷さんともみ合っていたS容疑者を逮捕した」（静岡新聞A版、甲207の2）、「警察官が駆けつけたところ、津谷さんは寝室でもみ合っており、腹などを刺されていた」（共同通信、甲207の3）「警察官が駆け付けたところ、津谷さんは寝室で男ともみ合っており、腹などを刺されていた」（静岡新聞C版、甲207の4）とある。

これによっても、県警は、マスコミ記者に対して、警察官が臨場したときには津谷弁護士が寝室ですすでに刺されていた、という説明をしていたのである。そのため、駆けつけた警察官は、津谷弁護士が刺突されることを防ぎ、津谷弁

護士を保護することができなかつたとしているのである。

(7) 河北新報

掲載された時刻は明らかではないが、河北新報ニュース（甲102の2）で報道された内容も、「秋田県警機動捜査隊員が駆け付けると、津谷さんは寝室で男ともみ合いになっていた。」である。やはり、警察官が臨場したときに津谷弁護士は「寝室」にいた、とされている。

(8) 記事全体からみえる県警本部の事件説明

以上のとおり、11月4日当日のうちに報道機関が報道した内容をみると、警察官が臨場した際に津谷弁護士がどこにいたか明記しているものはいずれも、その場所を「寝室」としている。これ以外の場所だという報道はない。

また、臨場時の状況については、事件当日の正午のものでは、津谷弁護士が「血を流して倒れている」ところを警察官が発見したとあり、ほかにも「腹などを刺されていた」としているものもある。記事はもちろん一字一句まで同じということはないが、報道機関によりその内容が異なることはなく、記事にされた内容は共通している。警察官の臨場後に刺されたとしている記事は皆無である。

(9) 県警本部による真相の隠ぺい

S警部補及びK巡查部長が県警本部に対して臨場時の経過状況について虚偽の報告をすることは考えられない。真相の報告を受けた県警本部が、どのような内容をマスコミ記者に説明するかを決めていたはずである。

S警部補及びK巡查部長の県警本部に対する報告内容は、一審原告らの主張する内容と同じでないにしろ、少なくとも、本件訴訟において一審被告県が主張している内容とは一致していたであろう。そうだとすると、①S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士宅内に立ち入ったとき、一審被告Sは未だ剪定ばさみを解体した凶器を手にしておらず、津谷弁護士は無傷だった、②S警部補及びK巡查部長がいる廊下で津谷弁護士が一審被告Sに2度刺突された、という事

実は、S警部補及びK巡査部長の報告によって、県警本部は知っているはずである。

県警本部が、①及び②の事実をマスコミ記者に説明せず、異なる事実経過を説明したのは、①及び②の事実が報道されることによって秋田県警に対する厳しい批判や怒りなどが集中することをおそれ、回避するためである。県警本部がしたことは、意図的な真相の隠ぺいである。

(10) 事件発生後の捜査との関係

県警本部の上記マスコミ対応は、マスコミに誤報させ、県警に対する批判や怒りなどを低減させることに目的があったが、それだけが目的ではない。むしろ、刑事裁判対策にこそ主眼があった。

県警本部は、一審被告Sの刑事裁判において事件の経過として津谷弁護士が刺突される場面が具体的に明らかになることを回避したかった。津谷弁護士が刺突される場面が具体的に明らかになることは、そのときS警部補及びK巡査部長がどこにいて何をしていたかが具体的に問題になり、それが一審原告らが主張しているような状況であったなら、被害者遺族だけでなく、秋田県民、さらには全国から秋田県警、広くは日本の警察に対する強い怒りと不信感を生じさせる可能性がきわめて高かった。その危険性を感じたからこそ、県警本部は前記のような虚偽説明をマスコミ記者に対して行ったのである。

(11) 本部長指揮

本件は殺人事件であり、弁護士が2人の警察官の目の前で殺害されるという重大な事件であるだけに、県警本部長が本件殺人事件の捜査指揮を行っていたものである。マスコミ対応も、県警本部長の捜査指揮の内容に連動している。捜査内容とマスコミ記者への説明内容が異なることは考えられない。マスコミ報道の内容が明らかに虚偽になっているのは、県警本部長の捜査指揮の影響を受けているからであり、県警本部長が意図的に真相の解明を妨げていたのである。

第2 求釈明

- 1 本件当時、津谷弁護士宅内にS警部補及びK巡查部長が立ち入った後、津谷弁護士が一審被告Sに刺突されるまでの時点で、
 - (1) S警部補は、K巡查部長に対して口頭で指揮命令したことがあるか。あるとすれば、どの時点でどのような指揮命令をしたか。その指揮命令に対して、K巡查部長はどのような返事をしたか。
 - (2) S警部補は、「やめれ」「何している。離せ」と言った以外に、津谷弁護士に対して口頭で指示命令したことがあるか。あるとすれば、どの時点でどのような指示命令をしたか。その指示命令に対して、津谷弁護士はどのような返事をしたか。
 - (3) S警部補は、津谷弁護士を保護するためにどのような行動をとったか。
 - (4) K巡查部長は、S警部補に対して口頭で指揮命令を求めたことがあるか。あるとすれば、どの時点でどのような指揮命令を求めたか。その求めに対して、S警部補はK巡查部長に対してどのような指揮命令をしたか。
 - (5) K巡查部長は、津谷弁護士に対して口頭で指示命令したことがあるか。あるとすれば、どの時点でどのような指示命令をしたか。その指示命令に対して、津谷弁護士はどのような返事をしたか。
- 2 本件事案は、午前4時過ぎという時間帯に弁護士が自宅で2人の警察官がいる目の前で身体の正面から2回刺され死亡したという特異な事件であっただけに、県警本部長は捜査を指揮するに当たって真相の解明に努めたはずである。
 - (1) 本部長は本件においてどのような方針で捜査指揮をしていたか。事件指揮簿（犯罪捜査規範第19条2項）を提出されたい。
 - (2) 本件捜査では津谷弁護士が刺突されたときの状況についての証拠が作成されていない。県警本部長はこの点を明らかにするためにどのような捜査指揮を行ったか。その成果はどうであったか。
 - (3) 県警本部長は、H巡查部長が作成した一審原告Aの供述調書（甲149）を

読んだか。読んだとすれば、不合理な点はなかったか。あったとすれば、それはどの部分か。その部分について更なる捜査を指揮命令したか。したとすれば、どのような指揮命令をし、その捜査結果はどうであったか。

3 県警検証結果（甲17）について

- (1) 県警本部長は、検証結果の作成に関わっているか。関わっているとすると、どのように関わっていたか。
- (2) 県警検証結果（甲17）に、「本件は、110番通報を受けて現場に急行した警察官が、被害者の保護、被疑者の制圧のために懸命の努力をした」とあるが、S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士に対して行った被害者の保護とは具体的にどのような事実を指すのか。被疑者の制圧のために懸命に努力したというのは、具体的にどのような事実か。
- (3) 事案の概要において、S警部補及びK巡查部長が津谷弁護士の手を掴んだ理由として、けん銃の暴発等の危険防止だとしているが、自分達が手を掴んでいた男が津谷弁護士であることが判明した直後に、掴んでいた手を離しただけで、けん銃を手渡すよう指示命令しなかったのはなぜか。
- (4) 耐刃防護衣を着装せず、警棒も持たず、S警部補は真っ暗な応接室入口に向かったとのことあるが、これは極めて危険な行動ではないか。秋田県警では、警察官に安全に十分配慮した行動をとるよう訓練していないのか。現場の警察官がこのような危険な行動をとることが現場の警察官の裁量に委ねられているのか。
- (5) S警部補は咄嗟に体さばきをしたとのことだが、逮捕術教範（甲193）にこのような体さばきの型があるか。あるとすれば、どれか。ないとすれば、秋田県警独自にこのような体さばきの訓練をしているのか。
- (6) 一審原告Aによると、同人が津谷弁護士の寝室の様子を見に行ったときに、廊下に血痕があったことから、「だれか刺されたの?」と言ったのに対して、津谷弁護士が「俺」と言ったように聞こえたとのことである（甲11の1、9

頁)が、このことが検証報告には記載されていない。S警部補及びK巡查部長は一審原告Aが津谷弁護士の寝室の様子を見に来たことを知らないのか。一審原告Aが「だれか刺されたの?」と言ったのを聞いていないのか。

(7)「被害者が『刺された』と話したため、被疑者を殺人未遂で現行犯逮捕した。」とあるが、被害者が「刺された」と言うまで、S警部補及びK巡查部長は、津谷弁護士が凶器で刺突されたことに気づかなかったのか。

(8)津谷弁護士の「刺された」という言葉だけでは、津谷弁護士が刺された身体の箇所や傷の深さなどはわからないから、その言葉だけで一審被告Sを殺人未遂で現行犯逮捕することはあり得ない。S警部補及びK巡查部長は津谷弁護士の受傷状況を確認した上で、現行犯逮捕したのか。いつどのように確認したのか。確認したとすれば、どのような状態を確認したか。傷害罪ではなく殺人未遂で現行犯逮捕したのはなぜか。

(9)「被害者等の保護を図りながらの制圧を想定した訓練は行われておらず」とのことだが、加害行為が行われている場面での被害者保護は、通常、「被害者等の保護を図りながらの制圧」をすることになるのであって、警察としては、起こるべき事態として当然想定しておくべき状況ではないのか。「被害者等の保護を図りながらの制圧を想定した訓練」とは具体的にどのような内容か。

(10)本件における事実経過がS警部補及びK巡查部長が説明するとおりだったとした場合、S警部補にとって耐刃防護衣及び警棒は不要だったのか。

(11)本件において、「被害関係者とのコミュニケーションの取り方」に関する問題点があったか。あったとすれば、どのような点か。

(12)本件において、「避難誘導措置」に関する問題点があったか。あったとすれば、どのような点か。

以上